

平成30年度静岡市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数 一般病床 463床
- (2) 患者数 年間延患者数
入院 136,628人 外来 204,937人
1日平均患者数
入院 374人 外来 840人
- (3) 主要な建設改良事業 診療棟改修事業 47,000千円
医療器械等購入 500,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 病院事業収益 13,048,000千円
 - 第1項 医業収益 10,369,686千円
 - 第2項 医業外収益 2,678,314千円

支 出

- 第1款 病院事業費用 13,048,000千円
 - 第1項 医業費用 12,692,286千円
 - 第2項 医業外費用 354,714千円
 - 第3項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,127,575千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,518千円及び過年度分損益勘定留保資金1,087,057千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	584,425千円
第1項 企業債	537,000千円
第2項 出資金	45,000千円
第3項 貸付金返還金	2,400千円
第4項 基金運用収入	25千円

支 出

第1款 資本的支出	1,712,000千円
第1項 建設改良費	712,125千円
第2項 貸付金	138,000千円
第3項 企業債償還金	861,850千円
第4項 基金積立金	25千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市政総合ネットワークシステム機器設置費 (平成30年度更新分)	平成31～35年度	1,428千円
医療機器保守経費 (平成30年度購入分)	平成31～36年度	300,000千円
放射線治療装置設置費	平成31～37年度	802,600千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病棟改修事業	47,000千円	1 借入先 政府、銀行その他	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。
医療機器整備事業	490,000千円	2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 平成30年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,138,457千円

(2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、

1,532,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,259,668千円と定める。

平成30年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

平成30年度静岡市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	301,952戸
(2) 年間総配水量	79,897,734m ³
(3) 一日平均配水量	218,898m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道整備費	6,951,506千円
水の相互運用事業(送水管整備)、向敷地配水場更新工事、	
清水谷津浄水場電気設備工事	
送配水管布設	6,073m
導送配水管布設替	6,917m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	10,769,000千円
第1項 営業収益	10,125,196千円
第2項 営業外収益	643,804千円
支 出	
第1款 水道事業費用	9,335,000千円
第1項 営業費用	8,379,279千円
第2項 営業外費用	954,721千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,541,000千円は、減債積立金1,684,135千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額496,462千円、過年度分損益勘定留保資金3,360,403千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	4,042,000千円
第1項 企 業 債	3,830,000千円
第2項 国庫(県)支出金	34,926千円
第3項 他会計支出金	107,086千円
第4項 負 担 金	69,988千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	9,583,000千円
第1項 建 設 改 良 費	7,098,425千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,283,575千円
第3項 投 資	200,000千円
第4項 予 備 費	1,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額 千円	年度	年割額 千円
1 資本的支出	1 建設改良費	門屋浄水場洗砂設備工事	134,000	30年度	54,000
				31年度	80,000
		清水谷津浄水場 自家発電装置更新工事	459,000	30年度	92,000
				31年度	367,000
		清水谷津浄水場電気設備工事	476,000	30年度	95,000
				31年度	381,000
清水谷津浄水場 中央監視制御設備改良工事	98,000	30年度	20,000		
		31年度	78,000		

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
水道料金及び下水道使用料徴収システム機器等賃借(再リース)	平成31年度	1,218千円
静岡市水道事業水利使用許可申請書作成業務	平成31年度	22,367千円
市政総合ネットワークシステム機器設置費(平成30年度分)	平成31年度～35年度	2,287千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業	3,830,000千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 平成30年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の
流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,399,143千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第11条 藁科地区水道整備事業費等に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、76,370千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

平成30年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

平成30年度静岡市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水設備設置戸数	250,000戸
(2) 年間総処理水量	136,130,000 ^m ³
(3) 一日平均処理水量	372,959 ^m ³
(4) 主要な建設改良事業	
下水道整備事業	10,935,018千円
下水道管渠布設等	14,691m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	22,542,000千円
第1項 営業収益	15,660,618千円
第2項 営業外収益	6,881,382千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	21,676,000千円
第1項 営業費用	18,637,865千円
第2項 営業外費用	3,037,135千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,590,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額521,577千円、過年度分損益勘定留保資金1,991,709千円及び当年度分損益勘定留保資金5,076,714千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入	14,311,000千円
第1項 企 業 債	10,543,600千円
第2項 出 資 金	753,100千円
第3項 国庫(県)支出金	2,917,424千円
第4項 他 会 計 支 出 金	324千円
第5項 負 担 金	96,552千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	21,901,000千円
第1項 建 設 改 良 費	11,002,950千円
第2項 企 業 債 償 還 金	10,798,000千円
第3項 受益者負担金返還金	50千円
第4項 その他固定負債返済	99,000千円
第5項 予 備 費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市政総合ネットワークシステム機器設置費(第2期分)	平成31~35年度	2,285千円
公共下水道整備費	平成31年度	300,000千円
中島処理区 恩田原・片山地区下水道築造工事	平成31年度	196,000千円
広野排水区 広野2号雨水幹線工事	平成31年度	735,000千円
広野排水区 広野3号雨水幹線工事	平成31年度	542,000千円
大谷川右岸第一排水区 豊田・小鹿地区雨水渠築造工事	平成31年度	130,000千円
大谷川右岸第一排水区 豊田地区雨水渠築造工事	平成31年度	200,000千円
入江排水区 入江地区雨水渠築造工事	平成31年度	450,000千円
高松浄化センター 返送汚泥ポンプ・余剰汚泥ポンプ設備更新工事	平成31年度	265,000千円
高松浄化センター 雨水ポンプ機能回復工事	平成31年度	30,620千円
城北浄化センター 最終沈殿池設備更新工事	平成31年度	128,013千円
中島浄化センター 汚水沈砂池設備更新工事	平成31年度	119,718千円
清水南部・静清浄化センター 汚泥送受泥施設建設工事委託	平成31年度	1,207,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	10,543,600千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 平成30年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,706,980千円

(2) 交際費 200千円

平成30年2月21日提出

静岡市長 田辺信宏